

令和6年7月3日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市行政改革推進委員会
会 長 齊藤 由里恵



下水道使用料の検証について（答申）

令和5年7月10日付け5日企第348号で諮問のありましたこのことについて、当委員会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を担っており、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須のライフラインである。

日進市下水道事業は、この公共性の高い都市基盤施設を維持し、持続可能な下水道サービスを提供するため、自立・安定した経営基盤を構築することが求められている。

2 答申の考え方

(1) 下水道事業経営の現状

自立した経営基盤の構築度を示す指標である経費回収率（下水道事業の主たる財源である下水道使用料（以下「使用料」という。）で汚水処理にかかる経費を、どの程度賄えているかを表した指標）は、令和4年度実績で約83%であり、100%を下回る状況が継続している。そのため、不足する経費の財源を一般会計からの繰入金に依存する経営が常態化している。

(2) 今後の見通しと使用料改定の必要性

①令和4年度までに実施した経営改善の取組み（施設統廃合や包括的民間委託の適用範囲拡大）による経費削減効果、②物価上昇や新型コロナウイルス感染症に伴い生じた生活様式の変更等を含む経営環境の変化、③最新の整備計画等を反映した収支見通しに基づき、あるべき使用料水準を検証した。

収支見通しに基づく経費回収率は、令和11年度まで80%程度で推移し、令和12年度以降は南部浄化センターの処理槽増設に伴う負担増の影響で、さらに低下する見込みであることを確認した。

経営努力のみで経費回収率100%を達成し、経営健全化を図ることは、中長期視点でも困難であるとする判断は、妥当である。また、租税収入を財源とする一般会計繰入金により汚水処理にかかる経費を賄うことは、下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じる観点や令和12年度以降さらに厳しい経営状況になる点を踏まえると、自立・安定した経営基盤を構築するため、令和11年度までを第一段階として、経費回収率100%を確保できる水準まで使用料の増額改定を行うことはやむを得ないと判断した。

(3) 使用料改定の考え方

- ①算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。
- ②5年間で不足すると見込まれる約10億円を確保できる使用料水準とする。(使用料改定率：約25%)
- ③日進市の排出量分布は、一般家庭と想定される水量区分から排出される割合が高い特徴があることを考慮し、次の観点を踏まえた使用料体系とする。
 - ア 基本使用料の適正化
固定費が占める割合の高い下水道事業構造を反映した基本使用料とする。基本使用料割合を高めることで、排出量に影響されにくい経営基盤を構築する。
 - イ 使用者間の負担の公平化
一般家庭と想定される水量区分に日進市のボリュームゾーンがあることを踏まえた適切な使用料設定とすることで、経営の安定性を高め、負担の公平化を図る。
 - ウ 使用料改定の影響の軽減対策
使用料改定の影響が大きいと想定される少量使用者・小規模事業者及び短期使用者への影響に配慮した使用料体系とする。

3 答申内容

「2 答申の考え方」を踏まえた使用料体系の改定案は、別紙1のとおりである。改定時期は、令和7年4月1日とすることが妥当と判断した。

4 附帯意見

- (1) 今回の使用料改定は、中長期的に自立・安定した経営基盤を構築する第一段階であり、経営改善の努力を継続して実行していくことが重要である。毎年度「経費回収率向上に向けたロードマップ」に掲げた具体的取組の進

捗状況や経営状況を把握し、検証と評価、必要な見直しを行うことで、着実に経営の健全化を図られたい。

- (2) 使用料改定の必要性の検証は、少なくとも5年に1回の頻度で実施するとともに、上記の年度評価を踏まえた審議が必要と考える。そのため、令和7年度以降の年度評価及び使用料検証の審議は、本委員会とは別の審議会を設置し、継続的に審議されることを望む。
- (3) 今回の審議にあたっては、審議時点で反映可能な物価上昇等を前提とした収支見通しに基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を算定期間とする使用料改定の答申を行っている。しかしながら、昨今の経営環境の変化は大きく、前提とした収支見通しとの乖離も想定されることから、大幅な前提条件の変化等が把握された場合には、今回の算定期間にかかわらず、速やかに使用料改定の必要性の検証を開始すべきである。
- (4) 使用料改定は、市民生活や経済活動に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の必要性や内容等について理解を得られるよう、分かりやすく丁寧な説明を行うことを要望する。

別紙 1

(1) 使用料算定期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(2) 使用料体系

(1 か月につき・税抜)

区分	排除汚水量	現行	改定後
基本使用料	—	600円	840円
従量使用料 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	30円	40円
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	100円	120円
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円	130円
	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	130円	150円
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	150円	170円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	200円	210円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	220円	240円
	500立方メートルを超えるもの		256円